

平成 25 年 1 月 1 日から「木更津市林道の管理に関する条例」が施行されます

林道の管理に関して、基本的な事項を定め適正な管理方法を確立し、林道機能の保全や利用者の通行の安全などを図るため、大型自動車の通行制限や罰則規定などを定めた、新たな条例を施行します。

大型自動車による林道の通行には許可が必要です

大型自動車による林道の通行は、原則禁止となります。林道を通行するには、市長の許可を受けなければなりません。(ただし、林道の幅員などの構造から、許可できない路線があります。)

また、一日の通行台数が制限されます。

なお、不正な申請により許可を受けたり、許可条件に違反したときは、許可が取り消されます。

無許可や許可条件に違反して、大型自動車で林道を通行すると罰金が科せられます

許可を受けずに大型自動車で林道を通行したり、許可を受けた条件に違反して通行したときは、10万円以下の罰金が科せられます。

また、大型自動車による通行違反をした者を業務として使用している法人等に対しても罰金が科せられます。

林道に施設等を設置するときは、許可が必要です

林道の一部を占有して、工作物又は施設を設けようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。

なお、不正な申請により許可を受けたり、許可条件に違反したときは、許可が取り消されます。

許可・違反等に係るフロー図

本条例についての基本的な流れは、以下のとおりです。

